

令和3年度 福岡観光コンベンションビューロー
MICEハイブリッド開催支援（施設向け）助成金 募集要項

1 事業の目的

With コロナにおける新しいMICE開催方法であるハイブリッド開催（リアルに参加者を集って開催し、併せてオンラインでも配信）に対応できる環境を整備し、ハイブリッド開催を促進することで、MICE施設をはじめとするMICE関連事業者の事業継続を図ると共に、MICE都市福岡の発展に繋げることを目的とします。

2 支援対象

(1) 対象となるMICE施設

福岡市内にあり、MICEを恒常的に開催している、MICE開催プラン等を販売している、または今後販売予定がある、以下のような施設を対象とします。

対象となる施設	対象となる会場	申請できる施設数
会議施設・展示場	一度に 概ね100人以上 を収容できる会場 ※1つの施設（建物）や近隣に該当する会場が複数ある場合でも1つと数える。	R2年度・R3年度支援通じて 1申請者につき 3施設 まで
ホール		
ホテル（バンケットや会議室）		
イベント会場		
大学施設（講堂、ホール、会議室等。教室は除く。）		R2年度・R3年度支援通じて 1キャンパスにつき 1施設

※MICEとは、M（企業等の会議）、I（企業等の行う報奨・研修旅行）、C（学会・団体等が行う学会・会議）、E（展示会・見本市等）のビジネスイベントのことを言い、コンサート等の興行や単なるパーティ・宴会等は含みません。

※以下の施設は除きます。

- ・令和2年度に「MICEハイブリッド開催支援（施設向け）助成金」の交付を受けた施設
- ・令和2年度「福岡市文化・エンターテインメント施設への事業継続支援金」支援対象施設
- ・国または地方公共団体の直営施設や指定管理施設
- ・主として特定の者しか利用できないもの（例：自社企業内の会議室等）
- ・主として政治的または宗教的な目的のために利用されるもの
- ・法令または公序良俗に反する目的のために利用されるもの
- ・暴力団、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者の支配を受けているもの

※ホテルにおいては、「福岡 STAY」安全安心利用キャンペーン事業」との併用申請が可能です。ただし重複する経費についての申請はできません。

(2) 申請者

M I C E 施設の運営者

※以下に該当する場合は申請できません。

- ・国または地方公共団体の外郭団体等（国または地方公共団体が資本金または基本金その他これらに準じるものの25%以上を出資または出捐している法人）
- ・主として政治的または宗教的な活動を目的としている者
- ・法令または公序良俗に反する活動を目的としている者
- ・暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納している者

(3) 対象となる事業

ハイブリッド開催のM I C Eに対応するため、オンライン配信設備を整備する事業

※この事業においてハイブリッド開催とは、現地に集客をしてM I C Eを開催し、併せてその模様をオンラインで配信する等、リアルとオンラインを併用した開催方法を言います。

(4) 対象経費、助成率、上限額

項目	内容	助成率	上限額
機器等購入費	カメラ、パソコン、マイク、ミキサー、スイッチャー、スピーカー、モニター、プロジェクター、スクリーン、テレビ、ケーブル類 等	4/5	100万円
通信環境整備費	Wi-Fi 増設 等		
改装工事費	オンライン配信に対応するための施設改装工事 等		
コンサルティング料	サポーター企業(※1)によるコンサルティング料、手数料 等		

※国または地方公共団体等が実施する支援制度と重複する経費は対象外（例：同じ機器に対する二重申請は不可）

※経費には消費税及び地方消費税を含みません。ただし、消費税の申告義務がない場合や簡易課税方式により申告しているなど、助成金に係る仕入控除税額が0円となることが明らかである場合には含めることができます。

※この表に基づき算出された助成申請額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。

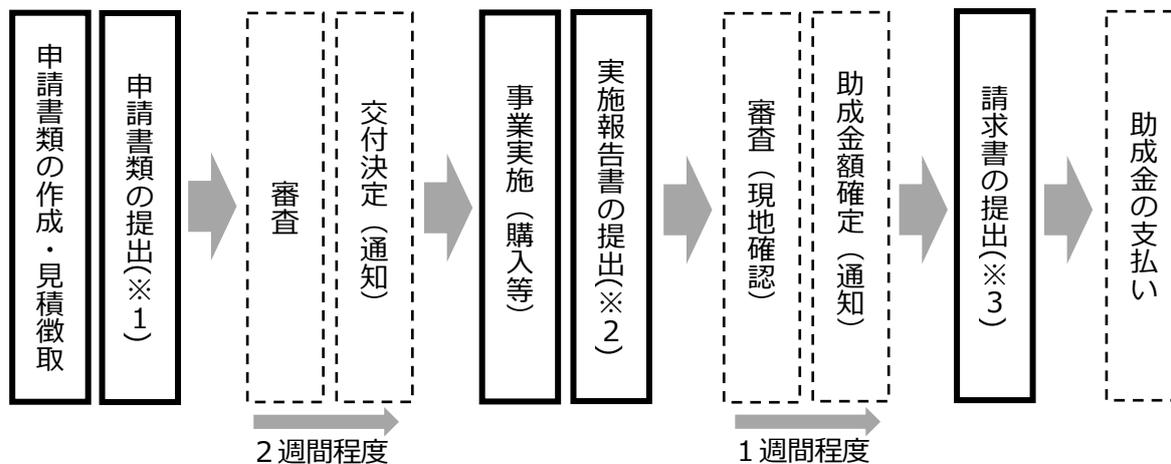
(※1) 導入機器やオンライン配信に関してご相談がある場合は、福岡観光コンベンションビューローがサポーター企業をご紹介します。

(5) 事業実施期間

交付決定後、令和3年12月24日（金）まで

3 申請の流れ

□ は申請者が行う項目です。



(※1) 〆切：令和3年7月30日（金）（郵送の場合消印有効）

(※2) 〆切：令和3年12月24日（金）（郵送の場合消印有効）

(※3) 〆切：令和4年2月25日（金）（必着）

4 申請方法

(1) 申請期間

令和3年4月1日（木）から令和3年7月30日（金）まで

※支援は申請順とし、予算の範囲内で行います。予算の上限に達した場合、申請されても支援できない場合があります。

(2) 提出書類（「②誓約書」以外は押印不要）

- ① 助成金交付申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（別紙） ※申請者の自署または記名押印が必要
- ③ 事業計画書（様式第2号）
- ④ 対象施設概要書（様式第3号）

※申請者が施設所有者と異なる場合、申請者が施設の運営者であることがわかる書類を添付してください（契約書等の写し等）

- ⑤ MICE開催実績等報告書（様式第4号）

※開催実績等がない場合は、MICE開催のために販売しているプランや、MICE受入れのための計画等を提出してください（任意様式）

- ⑥ 役員名簿（様式第5号）
- ⑦ 見積書等経費の根拠がわかる書類（写し可）

(3) 申請方法

郵送または電子メールで福岡観光コンベンションビューローまでご提出ください。

（※7月30日（金）消印有効）

(4) 注意事項

- ① 提出に当たっては、必ず不備や不足書類がないかを確認してください。
- ② 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じ控えをとるなどしてください。

5 審査及び交付決定

申請書類を受領した後、審査を行い、事業計画等が適切と認められた場合は、「助成金交付決定通知書（様式第6号）」を送付いたします。

※審査の結果、支給決定をしないことや支給申請額から減額して支給決定することがあります。

※交付決定前に支出された経費については助成対象となりませんのでご注意ください。

6 事業の実施及び実施報告

事業計画等に基づき、事業を実施してください。事業完了後、すみやかに以下の書類を提出してください。

(1) 提出書類（いずれも押印不要）

- ① 事業実施報告書（様式第10号）
- ② 助成対象経費が支払われたことを客観的に証明する書類（領収書等の写し等）
- ③ 助成対象事業の実施状況がわかる写真等

(2) 実施報告書提出期限

令和3年12月24日（金）（※消印有効）

(3) 提出方法

郵送または電子メールで福岡観光コンベンションビューローまでご提出ください。

(4) 注意事項

- ① 提出に当たっては、必ず不備や不足書類がないかを確認してください。
- ② 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じ控えをとるなどしてください。

7 審査及び金額の確定

実施報告書を受領した後、審査を行い、認定された事業計画通りに事業が実施されたことが認められた場合は、交付決定額の範囲内で助成金額を確定し、「助成金額確定通知書（様式第11号）」を送付いたします。

8 助成金の請求及び支払い

「助成金確定通知書（様式第11号）」を受領されたら、すみやかに「請求書兼口座振込依頼書（様式第12号）」（※要押印）を提出してください。

※提出期限：令和4年2月25日（金）必着

9 施設の公表

助成金の交付対象となった施設（大学施設を除く。）については、福岡観光コンベンションビューローのホームページにおいて、ハイブリッド開催に対応できるMICE施設として掲載するなど、MICE主催者等へ情報提供させていただきます。

10 導入設備等を活用しハイブリッド開催されたMICEの報告について

当事業で整備したオンライン配信設備を活用してハイブリッド開催されたMICEについて、初回のを福岡観光コンベンションビューローにご報告ください。様式は任意としますが、MICEの概要やハイブリッド開催の方法、設備等がどのように活用されたか、などを報告書に記載してください。

11 業界団体のガイドライン遵守及び厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の周知啓発について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、MICEの受入れに当たっては、業界団体策定のガイドラインを遵守するとともに、施設従業員及び施設利用者に対して、「厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」のダウンロードを必ず推奨してください。

12 留意事項

- (1) 当事業において収集した情報は福岡市に共有します。また、事業計画を審査するため、福岡観光コンベンションビューローが専門家に内容の確認を行います。
- (2) 審査や運用確認のためなど必要があるときは、募集要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合や、実施状況の確認のため現地調査を行い、また帳簿等関係書類を検査する場合があります。
- (3) 今後のMICE施策の参考とさせていただくため、今回の事業についてのアンケート調査にご協力ください。また、MICE施策の参考のためや統計資料作成のため、MICEの開催状況等についてお尋ねすることがありますのでご協力ください。
- (4) 申請後、事業計画に変更（支援対象経費の増等）が生じた場合や、中止する場合は、すみやかに「事業計画変更申請書（様式第8号）」を提出してください。ただし、軽微な変更については提出を不要としますので、福岡観光コンベンションビューローへお尋ねください。

- (5) 当事業で取得した設備等は、台帳等により適切に管理するとともに、助成金の交付の目的にしたがって助成対象施設で運用を行ってください。なお、助成対象施設の所有者と運営者が異なる場合は、管理について適切に取決めを行ってください。また、申請者が助成対象施設の運営者でなくなったり、施設の用途が変わったりするなど、事業実施時の状況から変更があった場合は福岡観光コンベンションビューローへご連絡ください。なお、当該設備等を福岡観光コンベンションビューローの承認なしに処分することはできません。処分を要する場合は福岡観光コンベンションビューローへご連絡ください。(耐用年数を勘案し、相当の期間を経過した場合を除く。)
- (6) 以下に該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すとともに、助成金の返還を求める場合があります。その場合は、支援金の返還等、福岡観光コンベンションビューローの指示に従ってください。
- ① 助成対象事業が中止されたとき
 - ② 令和3年12月24日までに事業が遂行される見込みがないとき
 - ③ 対象施設や申請者が助成対象に該当しないことがわかったとき
 - ④ 虚偽の申請その他の不正行為があったとき
 - ⑤ その他、福岡観光コンベンションビューローが助成を行うことを不適当と認めたとき
- (7) 助成金にかかる所得税や法人税等については、適切に申告してください。
- (8) 助成金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間(令和9年3月末日まで)は関係書類(助成事業に係る関係書類及び帳簿類)の保存が必要です。

【問合せ先】

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目5番31号

公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー

電話：092-733-0101 Fax：092-733-3100

メールアドレス：mice@welcome-fukuoka.or.jp

●福岡観光コンベンションビューローホームページ

<http://www.welcome-fukuoka.or.jp>